

7. 受験時の注意事項

- (1) 試験場は研究科事務室等で確認し、間違いのないように受験してください。
- (2) 受験票は常に携帯してください。万一受験票を紛失したり、忘れてきたときは、ただちに出席した研究科事務室等に届け出てください。
- (3) 面接、口頭試問、口述試問、口述試験のいずれかの場合、出席した研究科事務室等から案内があった集合時間までに所定の会場に入室してください。また、集合時間に15分以上遅刻した場合は受験を許可しません。
- (4) 筆記試験の場合、試験開始15分前までに試験室に入室してください。また、筆記試験開始後15分以上遅刻した場合は受験を許可しません。
- (5) 受験番号の席に座り、受験票は机上番号札の手前に置いてください。
- (6) 筆記用具（色鉛筆は不可）、消しゴム、コンパス、定規、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は、試験監督者の許可を得てください）、その他特に許可したもののほかは使用できません。これ以外の携帯品は、試験監督者の指示にしたがって試験開始までに所定の場所に置いてください。
- (7) 計算機、電訳機は使用できません（時計、ボールペンなどと併用するものを含む）。
- (8) 携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末等の電子機器類は、試験室では電源を切ってカバン等にしまってください。
- (9) 試験はすべて試験監督者の指示によって行います。試験監督者の指示にしたがわない場合や、不正行為を行ったときは退出させることがあります。
- (10) 試験開始後は試験監督者の指示があるまでは席を立たないでください。
- (11) 試験中に急病になった場合は、試験監督者まで申し出てください。

不可抗力による事故等について

大雪、地震、津波、台風、洪水等の自然災害または火災、停電、新型インフルエンザを含む感染症、その他不可抗力による事故等が発生した場合、試験開始時刻の繰り下げ（試験開始時刻を繰り下げた場合、最終終了時刻も変更になること、また試験時間を確保するために休憩時間を調整することがあります）、試験の延期等の措置をとることがあります。ただし、それによって生じた受験生負担の費用、その他個人的損害について、本学はその責任を一切負いません。

障がい等のある受験生の受験に際しての要望について

受験方法や入学後の就学について要望がある場合は、出席に先立ち、できる限り出席締切日の2週間前までに出席研究科の事務室にお問合せください。

感染症について

試験当日、学校保健安全法での出席の停止が定められている感染症（インフルエンザ、麻疹、風疹等）に罹患し治療していない場合は、他の受験生や試験監督者等への感染の恐れがありますので、受験をお断りすることがあります。試験当日の体調管理については十分に注意してください。ただし、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められたときは、この限りではありません。なお、上記により受験をお断りした場合でも、追試験などの措置、入学検定料の返還はいたしません。